

千葉県立病院水道料金節減業務委託仕様書

1 事業名称

千葉県立病院水道料金節減業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、千葉県病院局が発注を予定している「千葉県立病院水道料金節減業務委託」の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

3 目的

県立病院の経営改善に向け、水道料金の節減を図ることを目的とする。
なお、水道料金には下水道料金を含むものとする。

4 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

5 履行場所

(1) 千葉県がんセンター

千葉市中央区仁戸名町666-2

病床数：450床（うち運用病床数：404床）

(2) 千葉県総合救急災害医療センター

千葉市美浜区豊砂6-1

病床数：150床（うち運用病床数：150床）

6 委託業務の内容

(1) 水道料金の節減に向けた取り組みの実施

節水器具の設置やその他の手法を講じることにより、水道の使用感を損ねたり、診療行為等病院における業務に影響を生じさせたりすることなく、水道料金の確実な節減を実現する取り組みを実施すること。

取り組みの提案にあたっては、水道使用量の具体的な節減見込量を提示すること。その前提条件としての各病院における過去の水道使用量は別紙水道料金節減見込量【様式6】のとおりである。

なお、節水器具等の設置を行う場合は、素材は水道法に適合したものであることとし、かつ、ISO14000認証工場製造品、エコマーク認定品又はグリーン購入法適合商品のいずれかに該当するものであること。また、器具の設置後、維持補修等の費用が不要なものであること。設置後は異状の有無を確認すること。

また、病院の設備（配管含む）及び器具に影響が無いようにすることとし、委託者が影響が出ていると判断（使用感を損なっていることも含む）した場合、改善策を直ちに検討し対応策を講じること。その際、委託者が改善を確認できない場合は、受託者において直ちに原状回復を行うこと。

（２）節減効果の検証

節水対策事業の実施後、委託期間内の一定の期間における水道料金の節減効果について検証を行うこと。

7 業務計画書

受託者は、業務の実施に先立ち業務計画書を作成し提出し、委託者の承諾を受けること。

なお、業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載する。

- （１）業務概要
- （２）実施方針
- （３）業務工程
- （４）節水手法
- （５）使用機器・器具
- （６）実施数量表・箇所図
- （７）節減効果の検証方法
- （８）その他

8 業務報告書

受託者は、業務を完了した場合は次の書類を添えて、業務完了報告書を提出すること。

- ・節水手法の実施結果報告書
- ・作業写真
- ・節減効果の検証結果報告書
- ・その他発注者から求められた資料（協議による）

9 再委託の禁止

原則として、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、書面により千葉県病院局の承諾を得た場合はこの限りではない。